



後継者育成支援 事業補助金

後継者の経営の学びを支援します！

- ◆ 補助対象事業：後継者・後継候補者の育成の取組
- ◆ 補助上限：20万円（補助率1/2）
- ◆ 事業期間：令和7年4月1日～令和8年2月28日

後継者等の育成のための研修に要する経費の一部を補助します。

事業承継を契機として後継者等の育成に取り組む事業者の皆様へ、研修に要する経費の一部を補助します。

補助要件の概要

補助対象者	事業承継後も引き続き県内で事業を営む中小企業者で以下の後継者等を有する者 ◆ 「後継者」 事業承継から3年以内 ◆ 「後継候補者」 申請企業で勤務する役員・従業員
補助対象経費	受講料、教材費等研修の受講に要する費用
対象となる研修	◆ 公的研修機関 ◆ 支援機関が必要と認めるもの ※オンラインでの研修を含むが、研修修了書を発行する研修に限る。
支援機関	◆ 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター ◆ 認定経営革新等支援機関 (商工会議所、商工会、金融機関など)
補助対象期間	交付決定から令和8年2月末まで

問い合わせ先

詳細や申請書はこちら



宮崎県商工政策課
経営金融支援室

[電話番号] 0985-26-7097
[HP] <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>
[メール]
keieikinyushien@pref.miyazaki.lg.jp



[電話番号] 0985-72-5151
[HP] <https://miyazaki-hikitsugi.go.jp/>
[メール] HPの問い合わせフォームより

